

みどり市ネーミングライツパートナー募集要項

1 趣旨

みどり市では、施設の安定的な管理、運営のための財源確保及び官民連携による相互の活性化を図るため、以下の市有施設に愛称を付与する権利（以下「ネーミングライツ」）を取得する企業又は団体（以下「企業等」）を募集します。

2 対象施設

(1) 所在地及び希望金額

No.	施設名	所在地	希望金額（年額）
1	みどり市グリーンパーク	みどり市笠懸町西鹿田地先	100万円以上

※施設の概要は、「ネーミングライツ対象施設調書」をご覧ください。

※希望金額は、消費税及び地方消費税を含む金額です。希望金額未満での応募も可能ですが、応募金額は、審査の際の評価対象です。

(2) 命名権付与期間

令和8年11月1日から令和13年3月31日（4年5か月）

※ただし、令和8年11月に開催するオープンイベントの事前広報については、命名権付与期間の開始前であっても、愛称を使用する場合があります。

3 募集概要

(1) 愛称使用に係る条件

- ① 催事により愛称の使用ができない場合、条例上の施設名称を使用することがあります。また、条例上の施設名称を併記することがあります。
- ② 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称変更は原則認められません。
- ③ 公共の施設にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の視点から市民の理解が得られるものとし、以下の内容を含まない愛称としてください。
 - (ア) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反しているもの
 - (イ) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (ウ) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
 - (エ) 政治活動及び政治活動に関するもの
 - (オ) 意見広告、個人的宣伝、名刺広告その他これらに類するもの
 - (カ) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
 - (キ) その他、名称として適当でないと認められるもの
- ④ スポーツ・文化施設として、市民の理解が得られる愛称を提案してください。
- ⑤ 募集する愛称は一般的な呼称として用い、条例・規則等の施設名称は変更しませ

ん。

- ⑥ 愛称の一部に「グリーンパーク」を使用してください。

(2) 対象企業

次の①②に該当する企業等とします。

① 法人であること

② 次に掲げる企業等でないこと

(ア) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)及び会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による再生又は更生の手續中の企業等

(イ) 法令に違反する事業者又は違反するおそれのある企業等

(ウ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)で、風俗営業等と規定される業種及び風俗営業類似の業種

(エ) 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条に掲げる貸金業に該当するものの

(オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う企業等

(カ) 入札参加資格停止措置を受けている企業又は不利益処分を受けている企業等

(キ) その他、ネーミングライツを取得することが適当でないと認められる企業等

(3) 施設等への愛称表示

愛称表示は、施設銘板、施設パンフレット、各種催物チラシ、ホームページ等を原則とし、施設銘板の位置、大きさなどは、みどり市との協議により決定します。

また、その他の表示希望についても、協議のうえ決定することとします。

(4) 愛称使用に伴う費用負担

施設銘板等の設置は、愛称使用開始時期を目途として施設命名権者が施工するものとし、それに要する費用負担についても施設命名権者の負担とします。

この場合、その施工の範囲、実施時期及び内容は市と協議のうえ決定します。

また、(3)の「その他の表示」に要する費用負担及び契約終了後の原状回復についても施設命名権者の負担とします。愛称使用に伴う施設命名権者が行う道路標識の設置については、希望によるものとし、その費用は施設命名権者の負担とします。

ただし、設置にあたっては、表示方法や設置場所など関係機関との協議を要する場合があります。希望に沿えないこともあります。

なお、施設パンフレット、各種催物チラシ等の製作及びホームページの変更については、みどり市の負担とします。

(5) 募集内容に関する問い合わせ

募集期間中及び募集締め切り後であっても、命名権者決定公表以前には、応募の有無、他社の募集内容等については、お答えいたしません。

4 募集期間

令和8年7月24日（金）午前9時から

令和8年8月17日（月）午後5時まで（郵送の場合必着）

5 必要書類

下記書類を各1部ずつ用意すること。

- ① ネーミングライツパートナー申込書
- ② 会社概要
- ③ 直近3ヵ年の決算報告書
（貸借対照表、損益計算書、その他法人が作成している財務諸表）
- ④ 法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）
- ⑤ 直近3ヵ年の法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明
- ⑥ その他必要と認める書類

6 申込みに当たっての留意事項

- ① 申込みにあたっては、「5 必要書類」を「9 問い合わせ先・申込先」へ持参もしくは郵送により提出してください。持参の場合は、土曜日・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとします。なお、メールによる提出は認めません。
- ② 申込書提出後の申込書類の再提出及び差し替えは、公平を期するため原則としてできません。
- ③ 書類の不足・不備の補完、内容不明点の回答のほか、必要に応じて追加資料をお願いする場合があります。
- ④ 提出された申込書類は返却いたしません。
- ⑤ 申込書類は、みどり市情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。
- ⑥ 申込書類提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

7 選定方法等

(1) 選定方法

申込書類等の内容を審査のうえ、必要に応じてヒアリングを行い、応募された申込金額、愛称の親しみやすさ、法人の安定性、業務拠点の有無、地域貢献実績等を総合

的に勘案し選定します。なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けいたしません。

(2) 選定結果の通知

選定結果については、応募者に文書で通知するとともに、選定された施設命名権者はみどり市ホームページ等で発表いたします。

8 その他

ネーミングライツ事業者が契約期間中に社会的信用等を著しく失墜するなど、市有施設のイメージが損なわれる恐れがある場合には、市は契約を取り消し又は解除することがあります。

9 問い合わせ先・申込先

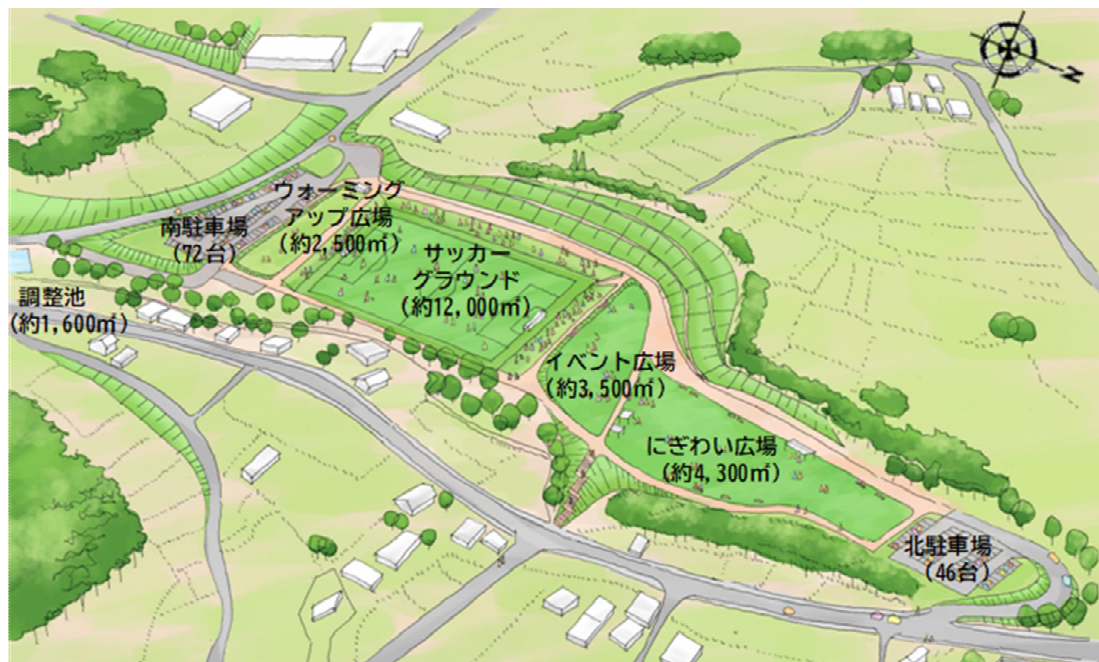
〒376-0192 群馬県みどり市大間々町大間々1511 番地
保健福祉部健康づくり局スポーツ振興課
電 話：0277-46-9068
電子メール：sports@city.midori.gunma.jp

ネーミングライツ対象施設調書

No. 1

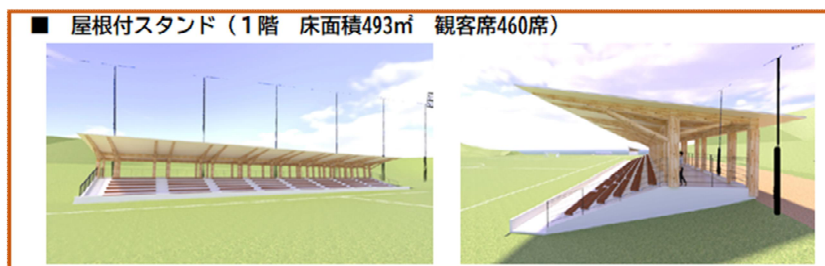
名称	みどり市グリーンパーク
所在地	みどり市笠懸町西鹿田地先
建築年月日	令和 8 年 9 月末完成予定、令和 8 年 11 月から供用開始予定
敷地面積	約 34,300 m ²
延べ床面積	約 694 m ² (固定観覧席、パークステーション)
施設概要	●サッカーグラウンド 1 面(人工芝、約 12,000 m²、少年サッカー 2 面) ●ウォーミングアップ広場(天然芝、約 2,500 m²) サッカー場との一体利用を想定。 ●イベント広場(アスファルト舗装、約 3,500 m²) キッチンカーの出店など、スポーツ外イベント等での利用も可能。 ●にぎわい広場(天然芝、約 4,300 m²) 遊具を設置し、日常的な公園としての利用を想定。 ●多目的グラウンド(旧西鹿田グラウンド、約 12,000 m²) 軟式野球・ソフトボール 2 面、サッカー 1 面、ナイター施設有。
利用者数	※新施設のため、笠懸地区屋外グラウンドにおけるサッカーでの利用状況を記載する。 【参考】 笠懸地区屋外グラウンドにおけるサッカー利用状況 ・令和 7 年度 日常的な利用 505 件 延べ 34,974 人 大会利用 32 件 延べ 4,540 人
主なイベント	●新設のサッカー場については、令和 8 年 10 月頃に関係団体向けに令和 8 年度中の大会利用予約を受付予定。 ●令和 8 年 11 月 14 日(土)、15 日(日)でオープンイベントを開催。 【主な内容(予定)】 ・宝くじスポーツフェア ドリーム・サッカー ・遊具のお披露目イベント ほか ※約 2,000 名程度の来場を想定。
その他	・令和 9 年度に多目的グラウンド(旧西鹿田グラウンド)改修工事を予定。

●完成イメージ

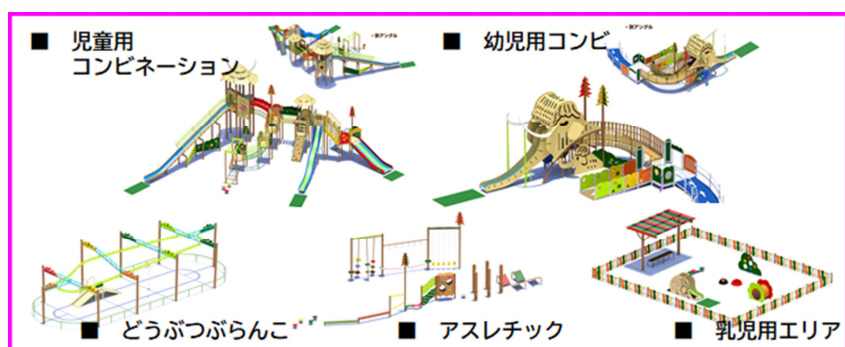


●各種建築物イメージ

- ・固定観覧席



- ・にぎわい広場遊具



- ・パークステーション

